

## 独立行政法人空港周辺整備機構役員給与規程

|         |     |     |        |
|---------|-----|-----|--------|
| 平成15年   | 10月 | 1日  | 規程第6号  |
| 改正平成15年 | 11月 | 27日 | 規程第30号 |
| 平成16年   | 3月  | 31日 | 規程第40号 |
| 平成17年   | 11月 | 29日 | 規程第13号 |
| 平成18年   | 3月  | 28日 | 規程第9号  |
| 平成19年   | 3月  | 28日 | 規程第2号  |
| 平成20年   | 3月  | 19日 | 規程第7号  |
| 平成21年   | 3月  | 25日 | 規程第12号 |
| 平成21年   | 5月  | 29日 | 規程第17号 |
| 平成21年   | 11月 | 30日 | 規程第18号 |
| 平成22年   | 11月 | 30日 | 規程第15号 |
| 平成24年   | 3月  | 26日 | 規程第2号  |
| 平成27年   | 4月  | 1日  | 規程第11号 |
| 平成28年   | 2月  | 8日  | 規程第13号 |
| 令和 5年   | 12月 | 14日 | 規程第6号  |
| 令和 7年   | 1月  | 7日  | 規程第2号  |
| 令和 7年   | 3月  | 21日 | 規程第4号  |
| 令和 8年   | 1月  | 7日  | 規程第2号  |
| 令和 8年   | 6月  | 29日 | 規程第1号  |

### (総 則)

第1条 独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

### (給与の種類)

第2条 役員の給与は、俸給、特別調整手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

### (給与の支払)

第3条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づき役員の給与から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき給与から、その金額を控除して支払うものとする。

### (俸 給)

第4条 役員の俸給は、月額（以下「俸給月額」という。）とし、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおり支給する。

- |           |          |
|-----------|----------|
| (1) 理 事 長 | 960,000円 |
| (2) 理 事   | 794,000円 |
| (3) 監 事   | 720,000円 |

### (特別調整手当)

第5条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額は、その役員の俸給月額に、100分の8の割合を乗じて得た額とする。

3 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第11条の7第3項の規定を準用する。

### (通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とし、支給日については、人事院規則9-24（通勤手当）第16条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「俸給の支給日」とあるのは、「16日（その日が休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）」と読み替えるものとする。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第12条第4項の規定を準用する。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関しては、国家公務員の例に準じる。

（単身赴任手当）

第7条 単身赴任手当は、任命権者の要請により役員に任命された者であって、一般職の職員とした場合に一般職給与法第12条の2第3項に規定する単身赴任手当の支給要件に準ずると認められる者に対し支給する。

2 単身赴任手当の月額、一般給与法第12条の2第2項に規定する額とする。

（非常勤役員手当）

第8条 非常勤役員手当は月額とし、次に掲げる非常勤役員区分に従い支給する。

監事 250,000円

（俸給等の支給日）

第9条 役員の俸給及び特別調整手当（以下「俸給等」という。）並びに単身赴任手当及び非常勤役員手当の支給日は、毎月16日（その日が休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）とする。

（新たに役員となった者の俸給等）

第10条 新たに役員となった者には、その日から俸給等を支給する。

（役員でなくなった者の俸給等）

第11条 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。ただし、役員が死亡した場合には、その月分の俸給等を支給する。

（日割計算）

第12条 第10条及び前条の規定により俸給等を支給する場合であってその月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

（期末手当）

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準日前1箇月以内に任命権者（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条の規定により任命権を有する者をいう。）の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった者については、期末手当を支給しない。

3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別に定める支給割合を乗じ、かつ、在職期間を勘案して別に定める割合を乗じて得た額とする。

4 期末手当の支給日は、6月30日及び12月10日（これらの日が休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）とする。

5 期末手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「各庁の長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

（勤勉手当）

第13条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準日前1箇月以内に任命権者（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条の規定により任命権を有する者をいう。）の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった者については、勤勉手当を支給しない。

- 3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別に定める支給割合を乗じ、かつ、在職期間を勘案して別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長はその者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。
- 4 勤勉手当の支給日は、6月30日及び12月10日（これらの日が休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）とする。
- 5 勤勉手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「各庁の長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

（端数の処理）

第14条 給与の支給額に1円未満の端数を生じたときは、それを切り捨てるものとする。

（実施に関し必要な事項）

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規程の規定を適用する場合においては、空港周辺整備機構役員給与規程に基づいて支給された給与は、この規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成15年11月27日規程第30号）

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年10月1日の前日において、空港周辺整備機構（以下「旧機構」という。）の役員であった者で、引き続きその翌日に独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の役員になった者の第13条第3項に規定する在職期間の算定については、旧機構の役員であった在職期間を機構の在職期間とみなす。

附 則（平成16年3月31日規程第40号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月29日規程第13号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規程第9号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規程第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日規程第7号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規程第12号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規程第17号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規程第18号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規程第15号）

（施行期日）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日規程第2号）

（施行期日）

1. この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

（給与の臨時特例）

2. この規程（平成24年3月26日規程第2号）の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第4条及び第8条の規定に基づき支給される俸給月額から、俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3. 特例期間においては、第5条、第13条及び第13条の2の規定に基づき支給される給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）特別調整手当 当該役員の特別調整手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

（2）期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

（3）勤勉手当 当該役員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77

を乗じて得た額

4. 附則第2項及び第3項により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成27年4月1日規程第11号）

（施行期日）

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（平成27年3月31日における差額の特例）

2. 平成27年4月1日以降も継続して役員の職にある場合は、平成30年3月31日までの間、平成27年3月31日に受けていた役員の俸給月額または非常勤役員手当との差額を支給する。

附 則（平成28年2月8日規程第13号）

（施行期日）

1. この規程は、平成28年2月8日から施行する。

ただし、改正後の規程第4条及び第8条の規定は平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月14日規程第6号）

（施行期日）

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月7日規程第2号）

（施行期日）

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日規程第4号）

（施行期日）

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2. 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第5条の規定の適用については、

同条第2項中「100分の8」とあるのは「100分の9」とする。

附 則（令和8年1月7日規程第2号）

（施行期日）

1. この規程は、令和8年1月7日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

附 則（令和8年6月29日規程第1号）

（施行期日）

1. この規程は、令和8年7月1日から施行する。
2. 改正後の第7条の規定は、施行日前から引き続き役員として在職している者について、施行日前に単身赴任手当の支給要件を満たしている場合を含め、施行日以後の期間に係る単身赴任手当について適用する。